

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和5年7月19日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和5年7月19日（水） 午後1時15分
防府市役所4号館3階第1会議室
- 3 閉会日時 令和5年7月19日（水） 午後3時50分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）関谷 芳広
（5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （8番）田村 正信
（9番）光井 憲治 （10番）吉本 典正 （11番）池田 寛 （12番）石田 卓成
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）林 孝志 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（なし）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	山口 佐貴子
〃 農地振興係長	重村 郁子
〃 書 記	福田 謙一郎
〃 書 記	高橋 菜里

6 提出議案及び報告事案

議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第52号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第53号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）
議案第54号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第55号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用

地利用集積等促進計画の公告)

議案第56号 非農地判定について

報告第53号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第54号 農地法第18条(通知)

報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第56号 許可申請取下について

報告第57号 農地所有適格法人報告書について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

14番 末廣 儀久委員

15番 林 孝志委員

午後1時15分開会

○事務局 それでは定刻になりましたので、ただいまから令和5年度7月の月例総会を開催いたします。

出席の委員の方のほうでございますが、皆様出席していらっしゃいますので、会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

なお、会議で御発言のときは、議長の指名の後、マイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、会長に御挨拶をいただき、引き続き、議長として議事の進行のほうをよろしく願いいたします。

○藤井会長 皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。春作業も終わり、ほっと一息ついておられることではないかなというふうに思います。

暑い日が続きます。恐らく、そろそろ梅雨も明けるんじゃないかと思いますけれども、体調管理には十分注意されながら作業をしていただきたいというふうに思います。

本日は、この後、解散総会もありますので、この月例総会はなるべくスムーズに進行したいというふうに思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を運営させていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、14番の末廣委員さん、15番の林委員さんをお願いします。どうぞよろしくお願いします。

それでは早速、議案審議に入らせていただきます。

議案第49号、事務局説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案の修正のお知らせをいたします。お手元にお配りしております修正一覧のほうを御覧ください。

議案1ページ、受付番号5、こちらが保留になっております。（発言する者あり）受付番号5が保留になっております。

それから、受付番号2の譲渡人の経営面積が修正となっております。御確認をお願いいたします。

それでは、議案の御説明をいたします。議案書の1ページ、資料の1ページから御覧ください。

議案第49号は、農地法第3条の規定による許可申請について6件の提出がございます。

権利内容は、全て所有権の移転で、譲渡理由は、耕作困難が5件、相手方の要望によるものが1件、譲受け理由は、相手方の要望によるものが3件、規模拡大が2件、耕作便利が1件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番、吉本です。それでは議案書の1ページ、49の1について説明いたします。

49の1は、———の農地を持ち主の方が現在10年ぐらい耕作している方を買ってくださいというような話が上がっていきまして、買い取ろうということになりました。譲受人の人も既に経営面積は14町4畝ぐらいだということなんです、機械のほうも全てそろえていらっやっして、かなり大がかりでやっていらっやいます。

許可基準判定表で、農地法第3条第2項によってチェックをいたしました。

全部効率利用要件については、必要な機械の所有状況、これについては、資料の4ページにありますように、農機具の真ん中よりちょっと上のほうにあります。農機具の所有状況、購入予定等がありますが、これと農舎のほうを確認をいたしました。

2号、3号はそのまま、4号の農作業常時従事要件については、必要な作業については、必要などときには雇用されて作業をしていらっやいます。

5号はそのままとして、6号の地域との調和要件、これも時々川ざらいとかそういうことがあるんですが、代わりの方を出して協力をさせていただいております。本人とは7月13日の7時35分に回答の件について確認をいたしました。売り主のほうは、7月16日の、実は7時からちょっと川ざらいがありまして、本人と確認しまして、実は今朝も再確認しました。というのは、この場所は、2ページがいいと思うんですが、新橋中関線というこの市道の道路ができる計画があります。したがって、ちょうどかかるということもありましたので、その辺りについても売主に確認をしたんですが、10年以上耕作をしてもらっているということで、耕作をする人に今回も買ってもらうということを再度確認をしておりますので、問題はないというふうに地元の農業委員として理解しております。

以上でございます。皆様方の御意見をお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第49号の2は、所有権移転の申請です。

現地は、お手元の説明資料6ページと7ページ、御覧になっていただいて、——から200から300mぐらい佐波川方面の南側に行ったところにございます。

現地確認、及び譲渡人への聞き取りを7月13日、譲受人への聞き取りを7月16日に行いましたので、報告します。

話を聞いたところ、これまで使用貸借契約で耕作しておられたんですが、このたび契約が満了で切れるということで、譲受人がもう返したい、返納したいという旨、譲渡人に申出すると、譲渡人のほうは、土地は無償でいいから引き取ってもらえないかというようなことで、最終的に譲り受けることにされたということです。

8ページの営農計画書では、水稻栽培をする計画でしたが、当面は野菜を栽培していこうということでございます。御自分の所有しておられる農地では水稻栽培をしておられますけど、この土地については一応野菜を栽培する。ただ、補助金等の関係を受けておられるようで、もし水稻をしなきゃいけないということになれば、そちらのほうもやるかもしれないというようなことを言っておられました。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件については、譲受人は、8ページの農機具を倉庫に保管しておられまして、農地の全てを効率的に利用できると見込まれ、該当しておりません。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、現在の耕作しておられる農作業を行う必要がある日数について、農作業に常時すると見込まれると判断いたします。

第5号の転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障はないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断し

ます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第49号の3は、相手方の要望による所有権移転の案件です。

7月12日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、—————のすぐそばにあります。

譲渡人と譲受人は、共に以前は地元に住んでいて、その頃からの知り合いだそうです。今回、譲渡人より何とか面倒を見てくれないかと要望され、農業に少し興味があったことから話がまとまり、申請となりました。

それでは、農地法第3条第2項に基づき、調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、土日中心となりますが、—————にあるので、———帰りに作業ができるそうです。地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると判断いたしますが、皆さんの御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。じゃあ私のほうから。

個人情報にも関わるんですけど、お幾つぐらいなんですか、この方は。

○5番 まだ結構若いです。正確に聞いていませんけど。（「—————」と呼ぶ者あり）ですか、僕らぐらいじゃないですか。

○藤井会長 これから規模拡大を含めて一生懸命やっていただけの人なら、ぜひ応援してあげてほしいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

それともう一点、申請地に倉庫があるということなんですけども、これはどういう状況になっておるのかなと。

○5番 農機具が若干入ってある程度、そのままもらい受けたということで、自分の、今度は農機具をそこに保管しているというわけです。

○藤井会長 これは、でも農地にあるわけですから、無断転用に当たるんじゃないかと思うんですけど。（「出ています」と呼ぶ者あり）ちょっと事務局、説明してください。

○事務局 ————年に転用の届出が既に出ております。

○藤井会長 じゃあ今回の申請地は、農地と農用地に分けて、所有権の移転ちゅうことでよろしいですか。

○事務局 倉庫も一緒に所有権移転。

○藤井会長 倉庫は農地じゃないわね。

○事務局 はい。農地転用済みです。

○藤井会長 転用済みで、それはそれで別に購入ということのお話でいいですか。（「倉庫の部分は」と呼ぶ者あり）

その辺のところをはっきりしてから、農地か農地じゃないかだけははっきり確認して、そのまま分けて考えてもらえるようにしてください。

ほかに何か御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、石田です。本案件ですが、右田の———から100m程度入ったところの場所にある、———所有の農地を———が引き受けられるものになります。

この農地ですけど、もともと———がもう三、四十年作られている場所です。このたび、相手方の要望により引き受けるということになったようです。

かなり前、半年ぐらい前に相談を受けてはいたんですけど、今回申請がされております。もともと今も植えてあるんですけど、いろんな野菜が植えてあります。自宅もすぐそばにありますので、きちんと管理していただけるのではないかと考えております。

地元委員としては、特に圃場整備のエリアにも入らないようなところなので、問題はないかなと思います。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。議案第49号の6は、規模拡大するために農地を購入する所有権移転の案件です。

7月12日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、———の交差点のすぐ北側にあります。お二人の関係は、———だということです。譲受人は、——が経営する会社ぐるみで営農していて、現在認定農家となるための準備をしているところです。

それでは、農地法第3条第2項に基づき調査した結果を報告いたします。

まず、全部効率利用要件ですが、農機具等に関しては資料のとおりでした。

次に、農作業常時従事要件については、実績から見ても問題ないと思います。

地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全てクリアしていると考えいたしますが、皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第49号の7は、所有権移転の案件です。

先月の議案の中に上程されていましたが、戦前小作の解消によって今回改めて上程されております。前回、取り下げておられる案件でした。申請地は、富海の中山間地域にある———の農地———m²です。

現地確認及び譲受人の聞き取り調査をそのときにさせていただきました。

本件は、譲渡人が高齢、耕作管理できないとの理由から、隣接に田畑を所有されている譲受人に譲渡されるものです。

営農計画書の記載の内容に全く偽りはなく、また農地法第3条第2項の各号に係る許可要件も全て満たしております。

資料の25から28ページの内容のとおりで、実際に譲渡人の土地の周辺は、全部譲受人が耕作管理されている田畑です。ということから、地元農業委員としても特に問題はないと考えております。皆様方の御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、議案第50号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、資料の修正をお知らせいたします。お手元の修正一覧を御覧ください。

資料の32ページ、床面積が修正となっております。

それでは、議案第50号について御説明いたします。

議案書は3ページ、資料は29ページからとなります。

議案第50号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は3件です。

この3件の転用目的の内訳ですが、既存進入路の拡幅が1件、自己用住宅が1件、農業用倉庫・農業用資材置場が1件です。

受付番号1は、既存進入路の拡幅です。資料は29ページになります。

農地区分は、集団農地面積79.01haの農地で、施行令第5条第1号に該当する第1種農地です。農用地区域除外手続中です。

受付番号2は、自己用住宅です。資料は35ページです。

農地区分は、集団農地面積0.85haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可の申請中です。

受付番号3は、農業用倉庫・農業用資材置場です。資料は41ページです。

農地区分は、集団農地面積38.6haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地と判断します。農用地除外申請済みです。

以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 11番、農業委員の池田です。議案第50号の1は、自宅隣地の農地の一部を転用するという案件です。

現地確認を事務局1名、横木委員と私の3人で7月13日にしました。現地確認時、所有者の方が家から出てこられたので、同時にそのとき聞き取りも実施いたしました。

現地は、説明資料の31ページののとおり、議案第49号の2で、農地の第3条、所有権移転がありました———と———、これが議案第49号の2に出ておるわけですけど、この隣に進

入路を拡張されたという案件でございます。

お話によると、——くらい前に、自宅前のこの31ページの黒く塗ってある道路の拡張があったときに、当時所有していた農地の——の農地の一部が道路となって農業用のトラクター等が出る道が狭くなったと、大型化によって狭くなったということで転用したとのことでした。

資料29ページのとおり、現地は第1種農地です。原則不許可ですけど、施行規則第33条第4号の集落接続という申請です。一般基準ですが、周辺の営農に支障も考えられないことから許可基準を満たしていると考えられます。

地元委員としては、本件は、本来なら事前に承認を取ることが必要なところ、このたびは事後承認の形になりますが、承認してやむを得ないと判断いたしました。申請が事後になったことについては、始末書も提出されているとのことでした。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案の50号の2について説明いたします。議案書は3ページ、資料は35から40ページを御覧ください。

まず、資料に一部追加をお願いします。40ページをお開きください。40ページの被害防除計画書の雨水の放流先が、道路の側溝となっていますが、ここが農業用排水路になります。したがって、汚水の放流先も1の農業用排水路となります。

したがって、水利組合の説明同意については、確認をしたところ、6月6日に取水者の方、——さんという方ですが、それに説明を受けておるということを確認をしております。ここを追加をお願いします。

それでは、50号の2について説明いたします。

本議案は、36ページなんですけど、場所は、華陽中学校という中学校があるのですが、その——mぐらいのほうです。

7月14日に現地調査、14時から事務局の2名の方と小委員長と私が行いましたので、説明いたします。

農地は、現在、畑として使用されております。既に20年ぐらい前に畑のような状態になっておりまして、水田だったのですが、以前は、ちょっと土盛りがしてありました。本人とは、7月12

日に対面で、午後５時５０分ぐらいですか、夕方に確認いたしました。現在お住まいのところが古くなって、——ぐらいになって、資料の３８ページありますように、——いっちゃいまして、新しい家をそこに造ろうということで、３７ページにありますように、緑で囲んだところに家を建てたいということで、今回提案をされました。

したがって、事業計画については、——さんと電話で確認をいたしました。現地で既にこの部分だけぐらい、農地といいますか、畑のような状態になっているわけです。周辺には影響はないというふうに考えました。

したがって、立地基準なり一般基準に照らし合わせても問題ないというふうに確認をいたしましたので、皆様方の御意見があれば、よろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、承認いたします。

続きまして、３番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１５番 １５番、林です。議案第５０号の３について御説明をいたします。

本議案については、違反転用案件です。

この発端が、昨年１２月頃だったと思いますけど、事務局から、どうも申請なしに建物が建っているようなので調査してほしいということで調査しました。現地に行ってみると、倉庫が建っておりましてので、事務局に報告するとともに所有者に仮調査を行いました。すると、某業者に全てを依頼して建てたもので、申請が要るとは知らなかったという回答でありましたので、農業委員会の事務局に行くようお願いをしておりました案件です。

現地を今月の１３日の午前、事務局２名と、小委員長と、それと、お勉強で新農業委員になられる方と５名で現地確認を行いました。資料は４１ページから４６ページになると思います。

４２ページを御覧いただければ分かると思いますけど、—————ということで線路の山陽線の———にありますけれど、これから約５００ｍぐらいあるでしょう、———の市道そばにある畑地に無許可で農業用倉庫を建てたもので、この処理が整ったのでこのたび申請が上がってきたという状況です。

申請人に話を聞いたところ、申請人は農業を営んでおられて、現在３町の農地を保有されて、水稻や野菜を御夫婦で生産されております。４５ページののとおり、ちょっと厄介なんですけれど、申請地は自分の畑地でもあり、今まで農業機械は西側の出っ張った倉庫みたいなのがありますが、

この乾燥機小屋なんですけど、これの差しかけ部分に農機具を野ざらし状態で管理しておったそうです。そこで、御夫婦で倉庫を建てたほうがいいんじゃないかということで、業者に依頼して建てたということです。現在、トラクターとコンバイン、それから田植機が管理されております。

ただ、市道との高さを合わせるため、この南側がちょっと市道なんですけれど、これののり面までかさ上げをしておられて、取り込んだような状況に見えますが、点線があると思うんですけど、斜線があると思うんですけど、これがのり面との境です、市道との。これは御本人も承知で、未舗装になっております。

ちなみに、西側倉庫も事務局に調べてもらったら、市道にかかっているということで倉庫が出ているんですけど、これも承知されておるということで、建設時期は昭和の頃ですか、建物がちょっと古いんですけど、乾燥機小屋みたいです。

そういった状況で始末書も提出されておられて、申請が要るとは知らず業者に任せてこのような状態を招き、大変申し訳ないということでした。

以上の説明となりますが、皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ございませんか。よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、議案第51号、事務局説明をお願いします。

○事務局 51号の御説明の前に、先月の総会で第5条許可の申請のうち、皆様から御質問がありまして、今月の総会で御報告することになっておりました案件につきまして、担当の小山委員から御報告がありますので、よろしくお願いいたします。

○7番 下水道局のほうに行って話を聞きましたところ、下水道局のほうで事業計画区域というのをつくっておるんだそうです。本件の場合、その事業計画区域には入っておりませんので、その場合には公共下水につなげなくてもよいということで、特に問題はないんじゃないかということでございました。

一応ちょっと、よう分かりませんでしたので、事務局におられた——君にいろいろ突っ込んで聞いたんですけども、皆さんに一応分かるように説明はできたかというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。

○藤井会長 何か御意見ございますか、皆さん。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

○事務局 それでは、議案第51号について御説明いたします。

その前に、資料の修正がありますので、お手元の修正一覧表のほうを御覧ください。

資料集の56ページの公道に至るまでの私道の権利関係の所有者という欄がございます。こちらの所有者が変更になっております。

それから、資料87ページの土地利用計画図が図面が差替えとなっております。新しいほうの図面を御参照ください。

それでは、議案第51号について御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は47ページからになります。

議案第51号は、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は15件です。

この15件の転用目的の内訳ですが、自己用住宅が2件、太陽光発電設備が3件、農家住宅が1件、建て売り住宅が5件、自己用住宅兼事務所の敷地拡張が2件、資材置場が1件、長屋住宅が1件です。

受付番号1は、自己用住宅です。資料は47ページになります。

農地区分は、集団農地面積11.5haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。農用地除外許可は済んでおります。

続きまして、受付番号2は、太陽光発電設備です。資料は53ページになります。

農地区分は、集団農地面積0.99haの農地で、西浦出張所から310mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号3は、太陽光発電設備です。資料は61ページになります。

農地区分は、集団農地面積38.29haの農地で、西浦出張所から460mに位置する規則第45条第2号に該当する農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4も太陽光発電設備です。資料は69ページになります。

農地区分は、集団農地面積1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は、農家住宅です。資料は77ページになります。

農地区分は、集団農地面積78haの農地で、施行令第12条第1号に該当する農地で、第1種農地と判断します。農用地区域除外許可済みです。

受付番号6は、建て売り住宅です。資料は83ページになります。

農地区分は、集団農地面積6.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 7 も建て売り住宅です。資料は 89 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 6.6 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 8 も建て売り住宅です。資料は 95 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 0.05 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 9 も建て売り住宅です。資料は 101 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 0.9 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 10 は、自己用住宅兼事業所の敷地拡張です。資料は 107 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 3.8 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する農地で、第 1 種農地と判断します。農用地区域除外申請済みです。

続きまして、受付番号 11 は、自己用住宅兼事業所の敷地拡張です。資料は 113 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 3.8 ha の農地で、施行令第 12 条第 1 号に該当する農地で、第 1 種農地と判断します。農用地区域除外申請済みです。

受付番号 12 は、資材置場です。資料は 119 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 4.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。

受付番号 13 も建て売り住宅です。資料は 127 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 0.4 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 14 は、長屋建て住宅です。資料は 133 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 0.08 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

受付番号 15 は、自己用住宅です。資料は 139 ページになります。

農地区分は、集団農地面積 6.3 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第 2 種農地と判断します。開発許可申請中です。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○18 番 18 番、横木です。議案第 51 号の 1 番は、譲渡人の農地を譲り受けて自己用住宅を建設するために転用したいという申請です。

現地確認を7月13日、事務局の方1名と池田委員で行い、ヒアリングは7月15日に行いましたので、その結果を御報告します。

現地は、資料の48ページを参照してください。分かりづらいと思うんですけど、——から北東方向に50mくらいのところになります。

譲渡人と譲受人は——で、譲渡人の——となられ、譲受人の——、農作業を手伝いながら——の面倒を見るために、このたび自己用住宅を建てられるため、申請書を転用しようとするものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について、御説明します。

資料の47ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は、原則転用することが許可されませんが、この申請地は、住宅が連担している場所であり、例外規定であります。農地施行規則第33号第4号に該当するため、許可基準を満たしております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、光井です。それでは、議案第51号の2、これについて報告をいたします。

資料につきましては、53ページから59ページに記載されておるとおりです。

本議案は、譲渡人が所有する農地、これを譲受人が取得して太陽光発電の事業として使用する所有権移転の議案であります。

場所につきましては、西浦の——地区。この地区につきましては、53ページを見られたように、ほとんどがもう太陽光の設備になっておる状態です。

現地調査につきましては、7月14日午後、関係者4名で行っております。

譲渡人の聞き取りにつきましては、1日前の7月13日の夕方、本人宅を訪問しまして、お話を聞いております。

譲渡人は、現在はミカンの栽培、これをほんの僅かやっておるということで、水田の耕作については、全く経験がないということで、2年ぐらい前、太陽光ができる前までは、隣の方が耕作をお願いしてやっておられたということで、その方も80歳を過ぎられて高齢になられて、もうこれ以

上耕作はできんよというような報告を受けたと。そういうことで、それ以後は、自分で保全管理をやっておったとのことであります。

しかし、人間は年をどうしても取らんにやいけんで、高齢になるにつれて保全管理、これはもう無理ということで、今回この農地を、こういうお話があったということで手放すことにした、そういうようなことを言っておられました。

また、今回この土地を購入される譲受人につきましては、代理人の行政書士、この方と7月13日の午前中、現地でお話を聞いております。この行政書士は、——地区では過去何件もこういう議案を手がけておるということで、内容はくどくど言うあれもなかったのですが、よく内容は御存じでした。したがって、取得後の管理、これについては今までどおり、地元の皆さんに笑われるようなことはしない、責任を持って管理するからということをお約束をいただいております。

以上で報告を終わりますが、皆様の御審議、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○12番 12番の石田です。今回、この申請が出て、ほとんど埋め尽くされたような形になっていると思うんですけど、まだ隣とかされていないところもあると思うんです。太陽光に転用が出ていないところもあるんですけど、1か所許せば、最終的にはこんな姿になってしまうという、非常に悪い事例じゃないかと思うんですけど、農業者代表の農業委員としては、とんでもない事例じゃないかと思うんですけど、隣の方とかは、説明はされたようなんですけど、やっぱり、こうなってしまうば売のしかないなという状況に追い込まれていると思うんですけど、その辺はどうなっているか、お教えていただけますでしょうか。

○9番 私の知っておる限りでは、もうここで悲しいかな、農業をやろうという方はいらっしゃいません、実際。私の力不足に至るところでありますけれども。

あと、白地があります。僅かほど。この方も、できればこの事業に乗りたいという方がほとんどです。この隣、ちょっと分かりますか、——があるこの方も、今までは、早く、もう物すごい——なんです。私が生きちる間にどねえかせんにやいけんというんで考えておられたのですけれども、悲しいかな、——、そのまま登記せんとほったらかしちよったんです。あとは、孫の代じゃないですけど、印鑑もろうて行くんが、十何人ぐらい、次から次に来て、そのばあちゃん、じいちゃんじゃあ、もうどねえもならんという話になって、このたびやっと、という方に頼まれたかは分らんのですけれども、やっと、全ての方に、相続に関係がある方全てに印鑑をもらって、やれやれ、どねえかなった、話が前へ進むというように聞いております。

しかしながら、——のほうは電気の処理の能力、これが加味しますから、今日明日のことにはならない。だから、この方が生きておられる間に議案が出るかというのは定かではありません。

もう一個白地が、——ですか、——あります。この方も——、先ほど言ったとおりです。だから、全く前へ進まない。そういう状況の方が現在残っていると私は聞いております。だから、地主の方は、早く皆さんと同じように手放したいというようなことが本音ではないかと私は思います。

以上です。

○藤井会長 どうですか。

○12番 ありがとうございます。この前ちょっと——の関係の方からも、本音では使いたかったな、使わせてほしかったなというような話もあったので、行政やらの不作為というか、そういうふうな交渉に入るとか、そういうものは必要だったのかなと。よそにある法人が、ここを買って利益を上げてよ所に税金も落ちて、地元にとっては、土地所有者は手放せるからいいかもしれないですけど、土地というのは地域に根差したもので、出張所から500mというルールを拡大解釈していると思うんです。本来は、住宅地を建てるために、その500m以内であれば転用が許されているはずなのに、それが太陽光になるというのは、本来は本末転倒の話だと思うんですけど、それが通ってしまっていることを残念に思いまして、次の議案もちょっと思うところもあるので、この議案はこの辺にさせていただきます。ありがとうございます。

○藤井会長 ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、光井です。誠に申し訳ありませんけれども、次に上げる議案です、第51号の3ですが、これについても、申し訳ないけど太陽光の議案ということで御了承いただきたいと思います。

資料につきましては、61ページから67ページのほうに記載してありますから、御覧ください。

本議案は、譲渡人、これが一名ほどいらっしゃるしまして、その方の所有する農地、これを譲受人が取得してから、先ほどのように申し訳ないんですけど、太陽光発電の事業として使用するという所有権移転の議案であります。

場所については、先ほどの西浦地区の——側に、——
——寄りになると思います。だから、よいよ近くです。そこのところに場所があります。

現地調査につきましては、7月13日の午後、関係者4名で行っております。

譲渡人の聞き取りにつきましては、行政書士のほうが対応するというので、7月13日、前の日の午前に現地のほうへ来ていただきましてお話を聞いております。

行政書士に聞いたお話では、譲渡人、この方が一名いらっしゃるんですけども、一名の方は防府以外で住居を構えておられるということ。残りの一名につきましては、市内にお住まいです。一名のうちの一名は——地区にお住まいの方です。

どの方ももちろん農業の経験、これは全くなく、農業をやられたことはありません。この話が持ち上がったのは、今を遡ること2年ぐらい前に太陽光のお話が出て、ある——のこういう仕事をやる会社の方が家庭訪問をして、いろいろお話、私はもうこの辺に土地がないから分かんのですが、聞いたお話では、家庭訪問をしてから、いろいろお話をしてから、太陽光が、何かいい話があったんじゃないかと、そのところは定かではないんですけども、この方が回って、2年ぐらい前にこの事業が持ち上がったときに皆さんいろいろ考えて、将来、家の者もどうせ農業をやってくれる者はいないとか、持ちちょっとでもやってくれる方がいなければ周りの方に迷惑をかけるとか、いろいろ家庭内で考えられてこの話に乗られたと、そういうようなことを言っておられました。

ちなみに、私も以前、この話が決まる前までは、ここの農地の一部を耕作しておったんです。でも、一番問題になったのは用水です。水が来んのです、ここは。よいよ、用水路、用排水路になるんですか、今頃は皆、三面コンクリ張りになっちゃるんですけど、ここは昔の土を固めた用排水路というんですか、それで手が物すごくかかって、藻が湧いたりなんなりして、ここに水が来るまでには相当な苦労がいるんです。誰も、私が一番物好きじゃったからここを受けたんかも分かんないですけども、ほかの方ではここら辺やろうかというのは一個も聞いたことがないです。

特に、用水が悪いところと農道です。農道は物すごく狭いんです。軽四がやっと通るぐらいです。しかも、ここは片方が土手になっちゃるんです。だから、土手から下りることは、ちょっと至難の業です。ちっとハンドル操作を誤ったら、崖じゃから100万円か、150万円の軽とかは、もうここで終わりになるから、片方の平らのほうから、佐波川寄りのほうからここの農地に入るんですけども、入ったら迂回するところがないんです。100mぐらい入ったら、今度は、前進で入ればバック、バックで入れば前進で出られるけど、なかなか農業に生目がいかんのです。大変困ったあれもあります。

また、道のほうも、重たいものをちょっと積んで通るから、用水路もまた狭うなるんです。膨れてくるちゅうか、道路が。なかなか難しい農地ではあったと思います。やから、こういう状況で農業を続ける。これには大変便の悪い農地と私は思っております。

また、今回この土地を購入される譲受人、これについては7月13日の午前、現地でお話を聞いております。向こう側から、購入されるほうから出席されたのは譲受人、それから担当の行政書士、それから工事施工者です。この3名です。地元からは水利組合長、それから、すぐ近くで農地を保

有されておる方が1名、それと私の3名でお話をしております。

譲受け後の管理、これについては水利組合長、この方が事細かく説明されて、この周りでは水稻を作付しております。私も今度できる太陽光のすぐ近くで水稻を作付しておりますから、除草剤を使うとか、いろいろな制約もあるということで、水利組合長のほうが事細かく説明され、相手方も納得されたということで、迷惑のかからないような体制を取ってくださいというようなことは言っておきました。

以上で報告を終わります。皆様の御審議よろしく申し上げます。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○12番 12番の石田です。地元委員さんとしてもどうしようもないかなと思われるんじゃないかと思うんですけど、確かここ保全会にも入っていないし、水路なんかも悪ければ長寿命化の保全会の仕組みでやることもできるし、このスパン全体をここのエリア、道に囲まれた、もう諦めるということになるんだろうと思うんですけど、いずれ全部埋め尽くされるのはもう目に見えているので、そうになっていくんでしょうけど、どこで食い止めようとか、その辺の地元としての計画を、思いを持っておかないと、また1か所突破どこかされたら、次のエリア、その北のエリアにどんどん広がってってしまうというのはもう明らかなだと思えます。

なので、ぜひとも、こうやって新たに問題が出て、またこのエリアも駄目なのかと思って、今残念に思っているんですけど、地元としてその明確な意思というか、御意思、いろんな施策もありますけど、それを使った上でも農政の至らなさもあるんでしょうけど、議会も条例とかもつくれなかったのが悪かったかもしれないですけど、地元としてもお話しいただいて、どのラインでは守るぞというのを、明確な意思表示を持っていただくべきなんじゃないかなとは思いますが。そういうふうな寄り合いみたいなのがなくなっているのかもしれないですけど、西浦はたまにはお話をされているみたいなので、その辺はいかがでしょうか。

○9番 これがなかなか、高齢とかいろいろかんで難しいことはあると思いますが、今いただいた貴重な御意見、これを地元を持って帰って、これ以上太陽光の設備ができないように、私このたびはやめるんですけども、今までのここで勉強したことを教訓に、西浦から農業の火が消えるとか、もちろん太陽光ばかり増えても困りますから、人間生きるためには、今ロシアといろいろけんかしたりなんざして食糧問題もあります。

しかし、人間生きるためには、「衣食住」という昔の人がようええ言葉を使っておりますけれども、食べるものが一番大事だろうと思います。食べるものがなくなったら、何ぼ健康であろうが生活できません。そういうことを十分頭の中に入れて、今から大変な時期、今は大変な時期であるけれども、今を乗り切ったら将来は明るい農業があると、そういうようなことを地元に戻って。

今、出るのはタニシの話ばかりです。今、資材高騰は全く出ていません。肥料が上がったとか、そういうなのを、お前タニシに食われた、何で、ジャンボタニシの殺虫剤をやったとか、お前は管理が悪いから、お前の田んぼはタニシだらけじゃないかとなっておるんですけれども、近々お話を持って、西浦から防府の模範となるような農業地域をつくっていこうと思いますから、御期待してください。

以上です。

○藤井会長 いかがですか、ほかの皆さん。どうぞ。

○2番 2番、石川です。譲受人の会社についてちょっと聞きたいんですが、県内で実績がある会社です。事務局は把握しちよってんじゃないかと思うんですが、ネットで調べると、同じ住所、同じ名前で料亭しか出てこないんですけど。

○事務局 事業計画書にあるとおり、同じ代表者の方で、ほかの法人として太陽光を持たれているという事例があるようです。

本市でも3件あるというような書き方をされているんですけれども、これは恐らく、転用済みのところを買われたとか、そういったことだと思われます。

○2番 市内でも聞いたことがないところなので、本当に自分でやってんじゃないかと。これをやったらすぐに、多い話ですけど、次に売るちゅう話は。

○事務局 今回に関しては、事業は施工業者がよく転用でてる——という業者が施工を行っております。恐らくこの業者が、これまでは、完成後ほかの業者に売るといような形を取っていたと思うんですけれども、今回はもう最初から、売る相手といいますか、実際取得される方を譲受人として、施工業者として太陽光に携わるという形を取っているようです。

○2番 はい、分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。どうぞ。

○12番 はい、ありがとうございます。太陽光、名義貸しみたいなのとか、あとちょっと大きいところになれば、合同会社をつくって正式に責任の所在をうやむやにする。逃げるときのためにです。あと、転売、せっかく地元で話ができていても、転売した相手からもう全く約束を守ってくれないとか、それは当然、お金もうけのことしか考えてないし、当然のようにそういうことはやると言うんですけど、その辺まで含めた条例がつくれればいいなと思いながら話しているところなんですけど。

事務局のほうもそういった可能性、今後性善説じゃなく、そういったいろんな可能性を視野に入れてしっかりと聞き取りもしてほしいし、国のほうも今日ちょっと取り下げになった議案で、——、——が言われたんですけども、これの調査も農水省のほうも始めるみたいなので、外国人の農地取得の国籍とか在留資格を調べるのとか、あとは法人の場合の株主構成が外国人が入って

いないとか、実際にこれ今までも虚偽の会社が——でやったりとか、——でも、いろんな過半数近く、中国資本の中国人が持っていたりとか、表に出ない形で、警戒されない形で、あの手この手でやってきますので、そういった目で、今回の事例がどうなるかは分かりませんが、相談とか受ける時も、あらゆる可能性を考えながら受けていただきたいと思いますので、要望になりますけどよろしくお願いします。

○藤井会長 よろしいですか。ほかに何かございませんか。

いろいろな意見が出ましたけれども、最終的には地元の委員さんがおっしゃったように、これから地域の御意見をまとめていただいて、西浦から新しい風を吹かしていただければありがたいと思います。難しいことになろうかと思いますが、ぜひ頑張っていただきたいと思いますし、農業委員会としてもこれからも協力していくことはしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

4番は、私のほうから説明させていただきます。これも太陽光発電の案件でございます。

場所は、資料70ページを見ていただきたいのですが、——
——のちょっと東側でございます。山の中でございまして、今回、——に在住の譲渡人が——の業者に太陽光発電として売るという話でございます。

譲渡人は、数年前から相続により当該農地を取得されておるわけですが、わざわざ——から定期的に当該農地の管理には来ておられました。それも、だんだんえらくなったということで、今回の手放す経緯に至ったということでございまして、致し方ないんじゃないかなというふうに思います。

この場所は、先月、当該農地の一側は、非農地判定をした農地が点在するところございまして、一生懸命守ってこられた農地がこういう状況になるのは寂しいことですが、仕方ないんじゃないかなというふうに思います。唯一、当該農地の一側に——か、一つ農地がありまして、ここはいまだに地元の所有者が野菜を作っておられる。当然、ここの方にも業者からの話は行っておりまして。特に問題はないということでございましたけれども、隣接農家の方、そのほか自治会の会長、水利組合の会長、組合長にお話を聞いたところ、特に問題はないということでした。それでも私のほうとしては業者さんに電話をいたしまして、二、三お願いをいたしたところであります。

一つは、草の管理をしてほしいということで、今考えておるのは、防草シートを敷くと、それが無理ならば、年に二、三回以上の草刈りをするという約束は取り付けましたし、その都度、自治会長と協議をして進めてくれということは言いました。

隣接農家のためにも、農道に行く一側のあぜ道、ここを通過して農機を運んで搬入しておるということでしたので、業者には、フェンスを、その辺を考慮して少し離して設置するようにという依頼もしたところで、その辺のところは約束を守るという返事をいただきましたので、性善説で信じたいというふうに思っておるところでございます。

もう一つは、71ページの一側のスペース、ここがため池なんですけれども、この河口の農地、いろいろ少しあるんですけれども、耕作者がいないし、水の便もあまりよくないということで、この秋に—————という計画になっております。ですので、この工事が終わってから工事を着手するようにということも依頼しているところでございます。地元委員としては、致し方ないというふうに思っておりますので、皆さんの御審議をお願いしたいと思います。

それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○18番 18番、横木です。ひとつ教えていただきたいんですけれども、土石流、この地図を見ると、等高線が競っているから土石流の可能性ちゅうのはどうなんですか。場所的によく分からないので、お願いします。

○藤井会長 ———年前ですか、———なんかがあったのは、あのときにも、ここは特に土石流はなかったです。それよりも、右側の広いスペースのほうは大分土砂が流れ込んだという経緯はありますけれども、このため池の上は、そういうことは特になかったというふうに聞いております。

○18番 過去に聞いたことがあるんですけれども、土石流でそういう災害が起きて、このパネルが流れてすぐ対応してもらえないという話もあったということを聞いておりますので、土石流の可能性がなければいいと思うんですけれども、あるようであれば、今後、計画されるときには考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○藤井会長 はい。それは、ぜひ注意したいと思いますけど、どういったアクションを起こせばよろしいですか、こういうときには。可能性の有無は。どうぞ。

○12番 ちょうど今、議会のほうでも話しているんですけど、そういう急傾斜のデッドゾーンとかイエローゾーンはやめるような、やめたり、抑止区域にしたりとかいうのを申し入れていただくのもいいと思いますし、議会に対して、農業委員会として。

また、なったときの後の対処です。これを協定書に、最初に書き込むとかです。今回も豪雨災害で——のほうだったですか、かなりパネルが傷んだりして、———が確かSNSかなんか載せておられましたけど、現地行って。

そういうような下流域というのは、やっぱり甚大な被害を受ける可能性はあるので、有害物質が

入っているという話もありますし、その辺も含めてしっかりと対処するように協定書に書いてもらうとか、それぐらいしか方法はないのかなとは思いますが。

○藤井会長 分かりました。その辺は、こちらも今の段階では要望事項やお願い項目になるかと思いますが、ぜひその辺のところも確認して物事を進めていきたいというふうに思います。

それもこれもまた条例に書き加えていただければ一番ありがたい話で、ぜひ議会のほうでもまた頑張っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。分かりました。

ほかに何か。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと地形的に気になったんですが、結構農業者の方と接しておられるような地図になっておると思うんですが、これは該当農地が、標高が農業者の方より高いですか。要するにこれ、農業者の、これみんなどねえ下になるんですかね。

○藤井会長 これは近隣の農地ですか。

○6番 はい。

○藤井会長 近隣農地は、もう耕作放棄地状態。

○6番 耕作放棄地であるから、あんまり、坂とか気にされている状態にはない。

○藤井会長 はい。

○6番 そうですか。

○藤井会長 今回、先ほど言いましたように非農地判定したのは、この道の一側、一側です。これが山に直接面しておるので非農地判定は下したんですけれども、一側のほうもしたかったんですけれども、これはこの当該農地を挟んで山ですので、非農地判定ができていない状況の場所です。

○6番 ということは、この今、いろいろ農家さんがおられました、これ非農地判定の対象になり得るということですか。

○藤井会長 はい。

○6番 分かりました。

○藤井会長 ただ、この道が、左に行く先に——があるんで、この周りだけは道を通れるように、どなたかが管理されているみたいなんですけども。

○6番 そうですか。

○藤井会長 これが上るようあるだけです。あとは、できれば非農地化したいような場所です。

○6番 なるほど。では、特に大きな問題にはならないということですね。

○藤井会長 周辺農地への影響はない。

○6番 はい。分かりました。ありがとうございました。

○藤井会長 ほかに。

○2番 2番、石川です。2点ほど。

先ほど急傾斜地で崩れたらという話がありましたが、この会社、私の地区で農業委員会が及ばない山を全部木を切って、山の頂上の辺を木を切って赤土全部出ているんですが、そういうところで今パネルを設置して発電をしています。それをやるときに、自治会全体で、その周りだけでなく自治会全体で話をしたいということで申し込んだら、ちゃんと説明に来てくれまして、大分反対したんですが、一応全部責任は持つという返事を、もし何かあったら責任を持ちますよという返事をしましたので、その辺では割とよく説明してくれる業者でもあります。

○藤井会長 ありがとうございます。

○2番 それと、もう一点、今度は悪い話ですが、先週ちょっと機会があつて、水路と農道を併せて巡回をしたんですが、この会社がパネルを設置しているところであちこち苦情がありまして、フェンスを設置している中は定期的に草を刈ります。ただ、フェンスの外、刈らないです。フェンスの外にはまだ下げてフェンスを設置しちよるんで、向こうの土地があるんですが、刈ってくれないということで、確かに草だらけ、相当な草になっていましたので、先ほど性善説というのがありますが、そこも合わせて申し入れをして、一緒にやった方がいいと思います。

○藤井会長 分かりました。確認しておきます。ありがとうございます。

ほかに、何か御意見ございませんか。ありませんか。

今、様々な意見をいただきましたけど、これを改めて業者に確認をとり、協力していただくようにしたいというふうに思いますので、その辺のところ、考慮を入れて採決に関わっていただきたいというふうに思います。

ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

これも私のところでございます。

資料78ページを見ていただきたいんですけども、佐波川の——、——のある、——の近くでございます。ここに農家住宅を建てるという案件でございます。

譲渡人と譲受人の関係は——でございます。今回、譲受人が一の土地に使用権を設定して農家住宅を建てるという案件です。譲受人は、現在——に勤めております。現在は——に住んでいるわけですが、——の元に帰って勤めながらですけども、農業をしたいということで、ここに建てたいという案件でございます。

少しこの地区の話をしますと、私どものこの地区は全体で60haぐらいあるんですけども、耕作者として私より若いのは1人か2人ぐらいしかいませんし、それももう50代の、その後の後継者が見込みを立てないものばかりです。そういう状況ですし、子供会自体も、一、一年前に子供が1人もいなくなったということで、なくなっておる地域でございます。そういう地域を守っていくためにも、こうして帰ってくるものというのは大事にしていかななくてはいけないということで、農業振興もそうですけれども、地域振興のためにも大変いいことだと地元では思っておりますので、ぜひ御承認いただければというふうに思っております。

それでは、説明を終わりましたので審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の小山です。議案第51号の6について説明いたします。資料は83ページからになります。

本件は、一枚の農地があるわけですが、そこに――戸の建て売り住宅を建てるということで転用の申請があったものでございます。

現地調査は14日、事務局2名と小委員長、私の4人で行っております。近くには――、すぐ上のほうですけどもあります。さらに、83ページの地図で行きますと、一側については、先般、これが2回に分けて転用許可の申請があったものでございます。

先ほど、下水道の話をしましたが、――の田んぼがその事例でございました。本件については、一応、85ページに公図の写しがございますけれども、これで行きますと、――については、一年前まで作っておられました。それから、次の――については一年まで、隣の――についても一年まで作っておられました。さらに一のほうにまいりますと、――、――については、これも一年まで作っておられました。今年は、4月ぐらいにこの建て売りの話があったんだと思いますけれども、作付はしておられません。田んぼとしては非常よかった田んぼになったんじゃないかと思っております。

不動産業者は、――ということで、――、あるいは――のほうでもあちこちやっておられる業者であります。今回は、いつも――でやられるんですけども、――の申請になっております。

2点ばかり、ちょっと気になることがありましたので、まず、間に入っている一枚の田んぼと一

枚の田んぼの間に水路がありますけれども、これをどうするのかという話をしましたら、これは生かすということで、雨水等も農業用水路としても使われておりますので、生かして行って、今回差替えの図面が出ておりますけれども、一枚の田んぼと一枚の田んぼの間は、道路をつなげるようにしております。したがって水路は、上に蓋をするということで考えておるようでございます。ここは全部、公共下水に流すようにしております。

もう一点、ちょっと気になりますのは、また、85ページにあります、——、——については今回、また83ページに戻っていただくとよくお分かりいただけると思うんですけども、この2枚の田んぼだけが残っております。ちょっといろいろ話を地元の人に聞いてみたんですけども、——、これ2枚の田んぼは、どうも相続で、——が相続をしておられるようでございます。点線がありますけれども、一のほうの田んぼについては、すぐ田んぼの一にありますが住宅の人が管理をしておられます。かなり高齢な方ではありますが、一が将来ここに果樹、ミカンとか柿とか、そういった果樹も植えたいというようなことで売のをやめられたということでございました。

下のほうは、ちょっといろいろ事情があるようでありまして、一説には何か———と———というようなことで、売れないような田んぼであるために残っているということでもあります。この土地については、緑判定をしております、私どもとすれば、何とか転用してもらえれば一気に片がつくかなというふうに思ったんですけども、ちょっとそういう状況にはないようであります。

もう一つ、これは事務局にも話をしておりますけれども、この一の田んぼについては、長いことほったらかしにされたということもあって、———になっているというふうに言われております。上の方の話、去年、10匹うちに屋敷に入ったというようなことを言われていまして、一も何かいろいろな種類の一がおるというようなことを言われています。

今からここに住宅ができて、ちょうど今回差替えの図面がありますから見ていただくと分かりますが、一側、ちょうど水路の一側のほうになりますけれども、ちょうどここには公園を造るようにはしております。大丈夫かなということで話はしたんですけども、ちょっとこればかりはどうしようもないということで、今頼んでいるのは、一の田んぼが、———になるんですけども、そのこの——に何とか管理をしてもらわんと、いろいろまた住宅ができれば大変、住民の方の苦情もあれるので、何とかお願いしますよということは頼んでおります。

何せ、何かほとんど付き合いがないということを言われていまして、住まれている方も、何かちょっと——とか何か言っているんですけども、よそにおられますので、全く付き合いがないというようなことで、果たしてどのぐらいのことをやってもらえるのかというようなちょっと問題がある事案でございます。

あとは、汚水等は、図面でいけば一番下のほうに下水が通っておりますので、こちらの水路に、

下水に通すということで、あとは雨水だけを農業用水路に流していくということで特に問題はないんじゃないかというふうに思っております。

以上です。皆さんの御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 ごさいませんか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

先ほど、冒頭言いましたように、下が詰まっていますので、ちょっとピッチを上げたいと思いますので、なるべくスムーズにいくように御協力をお願いしたいと思います。

続きまして7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。議案第51号の7は、新田の農地を建て売り住宅に転用するという案件になります。

現地確認を7月13日に事務局3名と石川小委員長と行いました。また、ヒアリングを譲渡人と仲介人に行いましたので、御報告いたします。資料が89ページからになります。

現地は、———の北西約600mぐらいに位置して、農地の現況なんですけれども、こちらの農地、昨年まで一部で野菜を作られておったんですが、このたび売却を考えておられて、今は全然何も耕作はされておられません。この地域は高潮の規制がかかるために、その前に将来のことを考え、農地の売却を決めたとのこと。

地元委員といたしましても、この地域は周りが既に宅地化されておって、周辺農地の影響も少ないため、転用はやむを得ないと考えます。

以上説明となります。皆様の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、議案の51号の8について説明します。資料95ページからお願いします。

95ページからですが、100ページをちょっと開けてください。100ページに一部訂正があ

ります。被害防除計画書、これも雨水の放流先が農業用水路にしてください。汚水の放流先はいいです、これで。そこだけです。

それでは説明いたします。

本議案は、田島地区の農地を——の業者の方なんです、——というところが買い取って、建て売り住宅にするというような事案です。連絡は、代理人が一括でやってくれるということがありましたので、この——の行政書士さんの事務所にいらっしゃる方が、——さんという方なんです、その方と一応、この事業計画については確認をいたしました。

まず現地調査、7月14日の14時から事務局の2名の方と小委員長と私が行いました。農地は、95ページを見て分かるように、あの緑のすぐ下が県道になっています。県道の——、そういうところになっています。したがって、便利はいいところです。現在は、保全管理をして休耕となっております。

現地で、一応この土地の周りには農地はもうない状態です。若干緑の上のほうに少し農地が点在しておりますが、その周りに住宅等がありまして、影響はないようです。したがって、7月の14日に業者の方の担当の方と確認をしています。7月の12日に水利組合の方とは対面で確認をしています。

現地で判断しましたが、ここについては特に問題ないというふうに判断いたしましたので、皆様方の御意見があればお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

続きまして、9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。それでは、51号の9について説明いたします。

ここはちょっと訳ありなんです、資料は101ページをお開きください。105ページまでなんです、被害防除計画は、ちょっと訂正があります。これは、106ページ、汚水の放流先は農業用排水路になります。訂正は以上です。

それでは、資料101を見てください。

本議案は、田島地区の農地を、8と同じです、山口の——が買い取り、建て売りを造るということです。

現地調査、7月14日の14時から事務局の2名と小委員長と私が行いました。農地は、実は現地に行ったところ、耕作放棄地のような状態になっていたんですが、既に20年ぐらい前から思うんですが、地上げがされておりまして、畑も作っていない、管理はしていらっしゃるんですが、荒れたような状態でありました。

8号と同じで、現場が代理対応ということで、山口の——さんと事業計画については電話で確認をいたしました。

今回、この業者のほうは初めてなんで、特に今は工事が不足しているので、工事は2年以内にできますかということで電話をしたんですが、それは大丈夫ですということで、回答をいただきました。

現地で、一般基準なり立地基準、周辺に田ありませんし、問題ないと思います。確認した結果、この土地については、本来は無断で地上げしたというか、そういうのはあるんですけど、随分前のことで仕方ないんじゃないかということで、ここについては現地調査は終わりました。——さんとは、7月14日の17時からと、それと、水利組合は12日の18時から確認をしております。

特に問題ないというふうに地元の農業委員としては判断いたしましたので、皆様方の御意見をお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、11番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、林です。ありがとうございます。

議案51号の10については、先ほどの4条関係で、50号の3で現地の説明をしましたけど、その隣です。一側に位置します。

現地確認は、同じ人です。同じメンバーで現地確認を行いました。それから、譲渡人と譲受人についても、午後、双方から事情を聞いております。

10号について、まず説明をいたします。

譲渡人によると、譲り人から駐車場として利用したいというお話があったそうです。現在、——が、この畑については水稻の育苗用として利用していた畑地だそうです。

また、この図面には、111ページ、これには、上のほうへ1から5まで数字が打ってあると思

いますけど、これが駐車場になるということですが、既存の物置が撤去と書いてありますが、これを昭和——年頃からお父さんが建てられたそうです。今は、この畑地と倉庫については全く使用していないと。苗箱が入っているぐらいということでした。

それから、譲受人については、この前からお分かりだろうと思いますけれど、——の方で、農業に全く携わっておられません。112ページに事業計画書がありますが、日々、住民から相談に来られるということで、自宅の駐車スペース、111ページに戻っていただきたいんですけど、自宅が既存の住宅ということで、車両が3台ぐらいありますけれど、敷地に駐車スペースがないということで、この方たちの駐車場はやむを得なく一の市道、先ほど違反転用の倉庫が一の白い枠の中にあるんですけど、その一に市道が走っているんですけど、ここに路上駐車をしたり、それから、107ページに戻って、三差路がありますけど、その下に三角地に白い枠がありますけど、これが——です。これにやむを得なく駐車をさせていただいておるという状況だそうです。

そういった関係から、隣接する農地、今の申請が出ている農地は全く使用しておられないことから、譲渡人に話を聞いたところ、了承していただいたということで申請があったものです。

現在、畑地に農業用倉庫が建っておりますけれど、譲受人は非農家ということで農業用倉庫を所有することができません。よって、解体をして、それから駐車スペースということで、1から5という数字が上がっております。

次に、51の11、113ページからになりますけど、この農地については、隅切りをするということです。

譲渡人は、御高齢で農作業ができないことから、今現在遊休農地になっております。黄色判定をしております。今、115ページにもありますけど、一側にちょっと角切りをしております。なぜこの角切りが必要なのかということであるんですけど、今の申請地の畑の——についてのほうは、私道に上がるのに坂道です。のり面がありますので、先ほど違反転用で言いましたけど、かさ上げしておる状態ですけど、それから下り坂、上り坂ということで、117ページに駐車場の1から5までありますけれど、これが坂になっております。田んぼの中にちょっと白い枠の細い線がありますけど、これから下りたり何だりをされておられる状態で、これを左に曲がるちょうことがちょっと困難ということで、やむなく隣の畑地を—m²ぐらいですか、これを貸借権をつけて借りるということです。

ただ、この農地は、私道が坂道で狭いということから、利便性を考えてこの角切りを、通行権を設定して隅切りをしたいというお話があったので、所有者がやむなくこれじゃあしょうがないねということで、行く行くは利用された、私の農地を、隣の農地を隅切りする農地がちょっと長いんですけど、これを利用する方がおられても別に支障がないんだらうということで貸し出すということにしたそうです。

以上説明となりますけれども、皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見がある方、お願いします。どうぞ。

○4番 4番、関谷です。事務局に確認なんですが、現在の敷地面積は——、今回の拡張面積が——と、これは制限ないんですか。

○藤井会長 事務局、説明をお願いします。

○事務局 本件は一般住宅になりますが、一般的には500m²でございます。ただ、おおむね500m²未満ということになっていまして、おおむねというのが1割、プラス1割ぐらいというところまでは認められるということで、今、基準としてはそのようにしております。

○4番 では、おおむねオーケーということ。

○事務局 本件は500ちょっと超えますが、1割未満ということでオーケーにします。

○4番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、11番、承認いたします。

続きまして、12番、地元委員さん、説明をお願いします。

ついでに、52の1についても触れてください。

○12番 本案件ですが、右田地区の——所有の農地を——が事業用の土地として取得しようとするものです。本案件なんですが、現地確認に行ったところ、既に埋め立てられておりまして、始末書は出ております。

今回の面積は——m²ということなんですけど、面積的に、今まで使っておられたのと一体利用したいということで、ここだけ残っても——もどうしようもないでしょうから、致し方ないのかなと思っております。

次に、52の1の用途の追加。議案書の10ページの52の1です。今までのものに用地を追加しようとするものです。農地転用をされるわけなんですけど、いろいろと水路掃除とかも社員さんが——名近く出てくれて、溝さらいとかもしてくださったりとかして、地域とは良好な関係にあるので、特に問題はないかなと思っております。皆様方の御審議をよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。議案第51号の12に

ついて承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、12番、承認いたします。

52号の1につきましては、後ほど事務局が説明した後に採決したいと思います。

続きまして、議案第13号、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番、小山です。本件は、127ページからになります。

ここ一帯は、この前から転用許可が出ている農地の事案の関連といいますか、ちょうど角っこに田んぼが残っておったところを今回一戸の建て売り住宅を建てるということで申請があったものでございます。

申請の方がちょっと複雑でありまして、一旦、———ですか、———さんになっておられるんですが、一旦———を選任すると、ずっとそれが続くということで、今回、この方が代理人としておやりになるということでありまして、譲渡人は高齢で———、———、———がおられる、———がおられるというようなことで、ちょっと何かいろいろ複雑な状況があるようでございます。

田んぼのほうは、一年前まで———、それまでは作っておられた。その後は、———の方に頼んで保全管理をしておるというようなことでございました。

本件も公共下水が127ページの右のほうの道路に通っておりますので、これに流されるということで、汚水の問題はございません。雨水は一応、側溝あるいは農業用水路に流すということで、これも全く問題はないかと思います。皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番、承認いたします。

続きまして、14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安です。大崎・高井を担当しています。本件は133ページを御覧ください。

ちょっと座ってよろしいでしょうか。

議案第51号の14は、譲渡人さんの農地を———の譲受人さんが譲り受けて、長屋住宅を建築するために転用したいという申請です。

現地確認を7月11日に事務局お二人と石田さんと私の4人で行いました。また、譲渡人さんとも連絡を取り、ここまでの経緯をお話ししていただきました。この譲渡人さんは、———の方です。今は、———じゃなくて———のほうへ———と一緒に住んでおられます。5月か6月頃、

うんですけれども、これについては、実際9m残るかどうかというのがまだ定かではありませんので、ちょっとここが————になっていますから、まだ10年まではないにしても、数年先の話になりますので、その段階でどうされるかということですが、一応お尋ねした範囲でいけば、この所有者の——さんは、代々この田んぼで米を作っておられるんですけれども、一応今のところで作っていくということをおっしゃっています。機械が入るかどうかというのはありますけれども、将来も販売用の米を作るということをおっしゃっていますので、こういう形の転用も、今の時点ではこれどうしようもありませんので、許可せざるを得ないのかなというふうに思っております。

公道を挟んだすぐ上のほうは、一年前ですか、転用化されて、分譲住宅として建て売り住宅を建てられて、全部処分がされたところでございます。

以上です。皆さんの御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見がある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、15番、承認いたします。

続きまして、議案第52号について事務局の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第52号を御説明いたします。

議案第52号は、議案第51号の12の関連になります。事業計画変更の申請についてです。

今回提出された件数は1件で、事業計画変更の理由は、資材置場用地を162m²ほど追加するものになります。

案件につきましては、先ほど石田委員から御説明があったとおりです。

以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 先ほど石田委員から説明を受けましたので、採決に入りたいと思います。議案第52号の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第52号の1、承認いたします。

続きまして、議案第53号、第54号、第55号、一括上程させていただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は11ページからとなります。

議案第53号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）についてで、令和

5年7月26日公告予定の利用権設定が4件提出されております。

この4件の集積面積は1万698m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が1件、所有権の移転が3件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第54号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により、改正前の経営基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）、議案第55号農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用集積等促進計画の公告）について御説明します。

議案書は14ページからになります。

議案第54号、第55号につきましては、県で公告予定の利用権設定が39件になります。農地の集積面積は11万1,818.05m²です。

内容は、議案第54号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案55号によって貸付けを行うものになります。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。地元委員さんで、説明が必要と思われる事項または皆さん方で質問したいものがあればお受けしたいと思います。よろしくお願いいたします。

何かありませんか。じゃあ私のほうから1つ。

今回、華城の———さんの中間管理機構の案件がありますけど、これは新規ですか更新なんですか。どういう状況で今回権利委託というか。

○5番 5番、木原です。これは恐らく、———、名義を変えたということではないでしょうか。

○藤井会長 事務局、その解釈でよろしいですか。

○事務局 すみません、事務局なんですけど、木原委員がおっしゃられたとおりで、———、———、相対から機構に変更されました。

○藤井会長 ありがとうございます。

もう一つ説明を求めたいのが、ここに、———という新たな法人が出てきておるんですけども、地元委員さん、皆さんに説明いただけることがあればありがたいんですけども、どうですか。（発言する者あり）

利用権の設定に先にある———という新規就農者で、大々的に野菜を作っている認定農業者で、それが今回、株式会社を設立しましたので、名前を変えて、これから頑張っていくと

ということです、応援いただければというように思います。

一応、——の会社ですけれども、現実一緒に——何がしかというのが——で一緒にやられていますので、皆さん、——という名前の新規就農者を御存じの方も多いようではございますけれども、一緒にやっていますので、今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思います。

ほかに、何か説明がある方はお願いします。どうぞ。

○12番 さっきの——君ですけど、やる気満々で頑張ってくれているんですけど、今回、また——で大分借りている土地を奪われてしまうということで、行政のほうには、ちゃんと代替地を自分たちが交渉に行つて紹介するとか、彼、野菜を作っているの、水路に水が流れている時期じゃないと畑として使えるかどうか判断がつかないんです。水が立て込んで、野菜が水浸しになったら作れませんし、そういうこともあるので、何とか水が来ている5月末ぐらいまでのうちに、ちゃんと代替地を探して用意するようにはしていますけれども、なかなかちょっと今にぶくて、農業者がそれで利益を受けて、担い手がかなり面積が減る、——で削られて、さらにまた——で削られているということで、いよいよこれ、せっぱ詰まるんじゃないかみたいな感じで、かなり危機感を持っておられましたので、委員さんとか事務局も含めて一緒になって、みんなで代替地の確保に向けて頑張つていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 その件で圃場整備の代表を務められている岡田推進委員さん、何かありませんか。何かあったらぜひ要望していただきたいんですけども。

○推進委員 今のところはありません。——さんのためにあちこち田を提供しているんですが、なかなか難しいところもあるし。——にもまた、今から進んだら、また分からないところもあるし。そういうことで。

以上です。

○藤井会長 分かりました。ぜひ寄り添つて意見をすいあげていただきたいと思います。お願いします。

○12番 多分、農業委員さんとか推進委員さんだけじゃなかなか難しい面もあると思うんです。代替地を探してあげるのにです。

以前、——のときに——の代替地を推進委員の三戸さんが一生懸命1軒1軒歩いて確保してくださつて、何とかある程度カバーができたんですけど、行政があまりにも手を出さない、自分たちの公共事業なのに、という丸投げなんですよ。土木のほうも農林水産振興課のほうも、なのでやっぱりちょっとあまりにもひどいんじゃないかなと思つたので、農業委員会からもプッシュをしていただければと思います。

○藤井会長 ——のときには、後でからいろいろ要望をかけて、それまでは市のほうも結構ずさ

んだっただけで、要望をかけて、本人とも話合いの場を持たせてもらったんですけども、本人は大分納得してくれたような状況で片がついたとおったんですけども、それに今回また新たに——と—————もありますので、また前回の二の舞にならないように、もっと寄り添うようにはまた振興課のほうにはプッシュしたいと思います。

ほか、何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。特にないようですので、採決に入ります。議案第53号、第54号、第55号、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第53号、第54号、第55号、承認いたします。

最後に、議案第56号非農地判定について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案書は56ページ、資料は別冊となります。

議案第56号は、非農地判断についてです。

提案された件数は1件、114筆です。

受付番号1は西浦の農地で、現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない農地で、非農地と判断するものです。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○9番 9番、光井です。それでは、説明します。

議案第56号の1、非農地判定についての農地の調査結果、これについて報告をいたします。

現地は、西浦、主に———麓から中腹、それから山頂にかけて調査をいたしました。調査した日にち、これは大分前なんですけれども、3月16日の午前、関係者3名で行いました。そしてもう一回、5月22日の午前、これは関係者、事務局の方が2人ということで、4名で実施しております。

特に皆さん御存じだと思いますけれども、西浦につきましては、今はちょっと寂れているんですけども、昔はミカンの栽培がよい盛んな地域でした。特に秋には、山が色が変わるぐらい、ミカンの色で、ちょっと大げさな言い方かも知れませんが、皆さん本気でやっておられた地域であります。

構造改善、いろいろやったりなんたりして、国の事業を取り入れたりなんたりやったんですけども、年齢、これには勝てなかったということで、現在はかなり少ない、10分の1もいらないかな、作付をされております。これは、状況は、かなり下火になったということです。

ちなみに、私のところに住んでおるのは——地区になるんですけど、私の住んでいるところでも

ミカンを作っていないと言ったら笑われるぐらいの、皆さん、ミカンを盛んに、ミカンを作っているじゃない家庭を探すのが難しいぐらいの、昔ですね、私のかつて若い頃、のような状況でした。

水稲についても私の自治会は——件ほど自治会があるんですけど、水稲もかなりやっておられたんですけども、悲しいかな今私のところの自治会で水稲をやられるのは、私と1個上の2名しかいらっしゃいません。その方も、1個上のその方も、もう、1個上なんだけど、見た目は年寄り。この前も田へ行って、あまり来ないから電話したことがあるんですけど、水がめにいっぱいたまっちゃるのに、タニシが皆食うでってから、そのうち水もなくなるぐらいのことだから、はあ駄目やなと思うたら、やっぱり全部タニシが食うて収穫がほぼないような状況です。

そういうことで、なかなか難しいなというのが、一つ余談があったんですけども、現在は、各家に後継者、これがいらっしゃらないということで、下火傾向にずっと、悲しいかな、なっております。

それでは、本題に入りまして、2ページから説明していきます。2ページを開けてください。

2ページは、これは、所は、西浦につきましては、——地区からずっと山の中腹を通して、観光バスが通るような大きな道が構造改善のときにできて、——方面、——までつながっておる大きな道路があるんです。それを、この2ページのところは、——地区からずっとその大きな道を上がって、5分ぐらい上がったところでしょうか、——というのが、ミカン狩りをやるところ、行かれた方があるかも分かんず。そこをちょっと過ぎたところに、1番と2番があります。ガードレールがあるほうが農道、市道から下側、1番のほうが上です。もう写真を見られたら、このとおりということで、くどくど説明する必要はないと思います。もう竹、雑木です。こういう状況で、もう昔の山に返ったと、そういうような状況です。

続きまして、4ページです。4ページは、——地区というのがあるんですけど、——地区の山手側に——、これがあるんですけど、この周りで、1番から21番まで、21の農地を調査しております。4ページの左側の真ん中辺に、ちょんちょん何か、あれが——なんです。——があるところです。この周りを中心に21か所の農地を調査しております。

この説明はもう写真を1から21まで見てください。状況については同じです。竹、雑木、もう畑ではありません。

それから、次は16ページに行きます。

16ページは、2つの農地を調査しております。上のほうが——になります。それから、何か大きな建物みたいなものがあります。その——の左側。これは、ある方がここでビニールハウスでコマツナを作って盛んに農業をやっておられる、これはビニールハウスです。この周りを1か所、2か所調査しております。これはもう説明は、くどくどないような状況です。もう、竹とか雑木ば

っかりで、昔の面影はありません。

それから、18ページに行きます。

18ページは、——地区から上へ上がった山手側に——というのがあります。この周りを調査しております。ここでは、1番から16番まで、16か所調査しました。——は、この地図で言いますと、3番と4番、丸の3番、丸の4番の右側に——というのがあります。この周りを16か所でしたか、調査をしております。ここも先ほどと同じで、昔の畑の様相はありません。

続きまして、27ページ。27ページです。

これは、——の山頂の付近になります。地区で言いますと、——地区とよう昔の人が言いよったから、たぶん——地区で通ると思いますけれども、——地区の周辺です。ここでは、12か所の調査をしております。ここも大体、昔の畑の面影はない。写真のとおりで、雑木とかそういうもので覆われて、既にほとんどが山林化して、農地とは程遠い感があります。

それから、次は35ページ。

35ページは、——という自治会があるんですけれども、——地区の山の麓の中腹をちょっと上がったところに5番というのがあるんですけれども、そこで5か所の調査をしております。ここも先ほどと同じということで、もう山林化が進んで昔の様相は示しておりません。

それから39ページです。

39ページは、これは——地区になります。——地区につきましては、——というんかどうかわかりませんが、——ができたとき、——ができたときに、ここへ、——の方が多いいんじゃないかと思うんですけれども、——というのができて、この周辺を調査しております。ここでは8か所の調査をしております。結果は、あの写真のとおりということです。

それから、44ページ。

44ページは、先ほど説明した——を少し上がったところ、——の中腹になります。ここで4つの畑のほうを、写真は1枚ですけれども、4つの畑を調査したのが載っております。もうここは、もう農道ありませんし、全部が1つの山になっております。森になっておるといのか、そういう状況で、これが本当に昔農業をやっておった畑なんじゃろうかと、目を疑うような状況です。

それで、あとは、最後は、46ページ。

46ページは、説明しますと、これは——に御存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、——というのがあるんです。——があって、——側のほうへ向かって100mぐらい行ったところ。それから、——のほうへ向かって上がる小さい道があるんです。軽四がやっと通るぐらいの。その周りを、何かここはもう道が悪くて、農家の方も大変だなと。た

だ、耕作されておる方もいらっしゃいますけれど、なかなか便の悪いところです。ここで8か所の調査をしております。

結果については、写真を見てもらったほうが一番よく分かりますから、写真を見て判断をしてください。

以上で報告は終わりますけれども、簡単な説明で申し訳なかったんですけど、皆様の判断のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○6番 6番、倉重です。ちょっと気になるところがあります。

私もこういうのを実際見て回って、非農地にしようかと思ってちょっとやめたところがあるんですが。というのが、付近に、確か認定新規就農者の方が就農されておられる例があるんです。その場合、単市改良で、水路とか、道路とか改善される場合があるのかなと思ったりもしておるんです。それで、そういうのがあってやめたことがあるんですが、田島のほうで。もし、これが全部非農地化してしまうと、そういう事業が使えないんじゃないかなと思って、それで気になってやめたんですけど。

そういう例は、隣接する新規就農者とか認定農業者がおられないと、まあいいんですけど。あるいは、一般農業者でも、確か西浦は大分、まだミカンをされている方がおられるんで、その方のそういう事業を活用されるときに支障にならないといいのかなと思ったりもしていますが、どうでしょうか。（発言する者あり）

○藤井会長 どうなんですか、事務局。分からん。ちょっとじゃあ確認して。

○事務局 分かりました。

○藤井会長 すみません、今ちょっと、返事できないので、確認して改めて御報告します。（発言する者あり）

分かりました。はい。じゃあ改めて説明します。

ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。議案第56号の1、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、56号の1、承認いたします。

以上で議案審議全て終了いたしました。

午後3時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 7月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員